優先株の利用

- 第●条
- （1）会社の株式は、下記の2つのグループに分割される。
  （a） グループA：490株の普通株式。株式番号1−490
  （b） グループB：510株の優先株式。株式番号491−1,000

- （2）グループB優先株の保有者は、下記の優先権を有する。
  （a） 第●●条に規定するとおり、優先株式の額面の1%相当額の配当支払を、優先的に受領する権利
  （b） 第●●上に規定するとおり、30株について1つの議決権
  （c） 会社の清算時には、株式の額面額に至るまでAグループ株式に優先して支払を受ける権利。但し、その余の財産又は利益については、分与を受け、また、参加する如何なる権利も有しない。